

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント終了者に関する 個人情報の取り扱いについて

1. 対象

地域包括支援センター総和から依頼した介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務が終了となる全てのケース

- ① 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務が当センターに戻る場合
- ② 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護へ移行する場合
- ③ 「非該当」へ移行した場合
- ④ 「要介護」へ移行した場合
- ⑤ 基本チェックリストによる該当がなかった場合
- ⑥ 死亡、又は転出により被保険者資格を喪失した場合
- ⑦ その他の理由で介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務が終了となる場合

2. 個人情報の処理方法

	個人情報の種類	処理方法
(1)	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント依頼時に情報提供していた ① 介護保険認定調査票（写） ② 特記事項（写） ③ 主治医意見書	地域包括支援センター総和に返還してください。
(2)	①介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務において作成された法定上の各種帳票 ②サービス提供事業所からの利用状況報告書等	地域包括支援センター総和に返還、又は事業所の責任において廃棄してください。
(3)	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務において、独自に作成された書類	事業所の責任において廃棄してください。
(4)	電子情報機器、電子情報媒体に保存されている当該利用者様に関するデータ	情報の漏洩等が発生しない方法により事業所の責任において消去してください。

3. 報告書の提出

上記2の作業を済ませて頂きましたら「古河市介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務終了報告書」を最終の給付請求完了後、概ね1ヶ月を目安にご提出下さい。

4. 地域包括支援センター総和に返還して頂いた後の対応について

通常の場合は、事業所様から頂いた情報により、当センターが対応させていただきます。

但し、給付請求後、国保連からの返戻や月遅れ請求、利用者様からのご相談等で、担当ケアマネジャーにお聞きする場合がありますが、その際は分かる範囲で結構ですのでご協力下さい。

5. 要支援から要介護へ移行する当該利用者に、引き続き居宅介護支援を行う場合の情報提供について

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務での個人情報、全て返還して頂くこととなりますので、居宅介護支援において情報提供を必要とされる場合は、当センターにお申し出下さい。

6. 利用休止、又は利用保留中の方の扱いについて

利用者様のご意向及び介護保険認定状況等をみながら、適宜、経過観察又は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント終了の判断をお願いします。終了と判断された場合は、上記の例と同様の処理をお願いします。